

番号制度に係る地方税務システム検討会（第2回）議事概要

日 時：平成23年12月27日（火） 13：30～15：30

場 所：総務省 第4特別会議室

出席委員：青山委員、秋月委員、江尻委員、荻澤委員、熊谷委員、小島委員、杉本委員、高木委員、浜田委員、原田委員、保科委員、目黒委員、望月委員、山田達也委員、山田俊哉委員

議 題：

- 今後の検討スケジュールについて
- 「番号制度に係る地方税務システムのあり方に関する調査研究」事業について
- 社会保障・税番号制度の検討状況
- 地方税務システムの現況について
- 意見交換

議事概要：

- ・ 現在、税金の還付について還付先口座の確認に事務負担がかかっている。マイポータルで口座番号を指定し、その口座に還付するという仕組みを作ることとはできないか。任意でもいいからぜひ検討していただきたい。
- ・ 現在のあて名管理システムの問題点について。住所と氏名、名称といったもので名寄せを行うため、どうしても同一性の判定に正確さが欠けることとなる。これを職員が適宜調査をして正常な形にしているというのが現状。番号制度の導入によりこういった問題点が解決に向かうことを期待しているところ。
- ・ 都道府県においては、法人二税、個人事業税以外の税目については、法人と個人両方が課税対象となることから、個人番号と法人番号の両方の対応が必要となる。
- ・ 他都道府県から送付される、分割法人に係る課税標準通知については、それぞれの都道府県の独自の番号しかないため、手作業で検索入力を行っているのが実情である。
- ・ 県と市町村でシステムの共同化を進めている。共同化による改修経費、導入経費の効率化は非常に大きい。クラウド、共同化を事前に進めることで番号制度への対応が非常に楽になると考える。
- ・ 法人については想像以上に合併を繰り返しているケースが多く、類似した法人名、同じ名称でも法人番号が違うということが多くあり、名寄せが非常に

難しい。

- ・滞納整理の事務を都道府県と、管内の市町村で一元的に行っている。各団体の滞納者情報を名寄せすると2割程度重複していた。この名寄せは滞納整理上非常に重要であるが、名寄せ間違い、名寄せ漏れなどが懸念される場所であり、番号制度導入による効果が期待できる。
- ・法人番号制度ができ、法人登記と完全にリンクするようになったら課税漏れの調査も楽になる。更にそれに伴う税収増も期待できるのではないか。
- ・個人住民税について申告書等の個人特定に係る作業量は膨大である。番号制度の導入により事務量が大幅に削減されるのではないか。
- ・収納は既に課税で用いた番号があるので名寄せの必要は無いが、滞納管理については滞納債権を一元化しないといけないことから、名寄せを行っている。
- ・運輸支局における自動車の登録情報と登記所の不動産登記情報に共通番号が入れば非常に利便性が高まる。自動車税は申告があるが、自動車登録情報から共通番号を入れていただきたい。税務事務の効率化のため、早く実現することを要望する。
- ・共通番号を既存の番号について置きかえるような方式をとると、システムを抜本的に改修することとなり費用がかさんでしまうので、今ある番号と共通番号とひもづけをするような仕組みを講じて利用するという形のほうがよいと考える。
- ・既存の各地方団体独自の番号は、番号を見ると一目で住所がわかったり、住民の区分がわかったりするという利点がある。
また、各業務において大体過去の課税資料を紙で残しているケースが非常に多いと思うが、紙上には古い番号で記載されている。それをまた書きかえることは現実的に無理だとすると、その古い番号と新しいマイナンバーのひもづけは残しておく必要があると思われる。